

平成30年度「松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金」募集要領

1. 補助対象者の要件

- (1) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施する建造物又は土地を所有している方
- (2) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施した後の建造物又は土地について、所有者から運営の承諾を得ている方

2. 補助対象区域

- (1) 松山市中心市街地活性化基本計画の対象区域
- (2) 松山市三津浜地区都市再生整備計画の対象区域
- (3) 松山市風早レトロタウン構想の対象区域
- (4) 松山市愛ランド里島構想の対象区域
- (5) 松山市地域におけるまちづくり条例（平成21年条例第9号）第2条第3項に規定するまちづくり計画（まちづくり協議会のまちづくり計画）の対象区域

3. 補助対象及び補助金額

平成30年度の年度内に行われる下記の事業。

○美しい街並み景観整備事業

- (1) 歴史的建造物の保全・改修
概ね昭和20年以前に築造された歴史的建造物の保全・改修
補助対象経費の3分の2又は500万円のいずれか低い額
- (2) ファサード整備
地域協定等に基づくファサードの整備
補助対象経費の3分の2又は300万円のいずれか低い額

○賑わい創出施設整備事業

- (1) 賑わいを創出する施設の整備
交流施設やイベント広場等、賑わいの創出に寄与する施設の整備
補助対象経費の3分の2又は500万円のいずれか低い額
- (2) 回遊性を高める施設の整備
案内板や石碑等、回遊性を高める施設の整備
補助対象経費の3分の2又は100万円のいずれか低い額

4. 補助対象経費について

- (1) 施設を整備するために必要な工事費
- (2) 整備に必要な設計・監理費（整備と一体として補助を受ける場合に限る）

5. 選考審査及び決定

書類確認後、市で設置する「松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会」にて審査を行い、市長が決定します。

審査方法はプレゼンテーション審査又は現地審査によることとします。(審査日程は改めてお知らせします。)

審査結果は市ホームページ等で公開します。

※公益性、地域性、妥当性、実現性、持続性・発展性等について審査します。

以下の内容についてご記入ください。

(1) 公益性について

・不特定多数の者の利益に供するものであり、事業の成果（効果）の受益に偏りがな
い公益性の高い事業か。

(2) 地域性について

・地域の特性や資源を活かすための観点や工夫が見られるか。
・地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるか。

(3) 妥当性について

・資金の準備に問題は無いか。
・予算の見積り、積算は妥当か。

(4) 実現性について

・スケジュールや事業の執行体制等、事業計画に実現性が認められるか。

(5) 持続性・発展性について

・事業実施後の管理運営や維持管理、事業成果の公開などの計画が考えられているか。
・活動の広がりや波及効果が期待でき、地域の発展・活性化につながる事業か。

6. 募集期間

平成29年12月1日（金）～平成30年5月31日（木）【必着】

7. 申請方法

下記の書類を松山市都市整備部都市デザイン課に郵送、または持参してください。

※申請には下記の書類の提出が必要です。事前に都市デザイン課へご相談ください。

1. 事業計画書（様式あり）
2. 収支予算書（様式あり）
3. 補助対象事業を実施する場所を明らかにした位置図
4. 補助対象事業を実施する場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
5. 補助対象事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにする書類
6. 完納証明書その他市税を滞納していないことを証する書類
7. 補助対象事業の概要がわかる資料（平面図、立面図等）
8. 見積書（2者以上の見積を添付）
9. 【歴史的建造物の場合】築造年が証明できる資料

※その他、必要に応じて資料の提供を依頼する場合があります。

○申請書類は返却しません。

○書類に不備がある場合等は受付することができませんので、早めにご相談ください。

8. その他

○補助金の交付が決定した後に、補助対象事業として不適格と認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

○申請書、報告書その他に虚偽の事項が認められた場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに交付した補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

○事業の実施にあたり、当初の計画を変更する場合、変更申請が必要になる場合があります。また、補助金が減額される場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

○補助金の交付を受けた方には、補助対象事業の終了後、現状報告等をしていただくほか、広報などへのご協力をお願いします。

○補助金の概要等については、保護すべき個人情報を除き、市ホームページ上での公開を予定しています。

○補助金交付後に、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、除去又は担保に供しようとするときには、市の承認を受ける必要があり、その際には、補助金の返還を求めることがあります。